

| 平成29年2月秋田市議会定例会追加提出予定案件 | | |
|-------------------------|---|---|
| | 件名 | 説明 |
| | 「 条 例 案 」 1 件 | |
| 1 | <p>秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第5号）： 平成29年2月9日公布、平成29年4月1日施行</p> | <p>○改正理由 就労継続支援A型に係る運営に関する基準を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）について、次に掲げる改正を行う。</p> <p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の希望を踏まえた就労を提供しなければならないこととする。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないこととする。</p> <p>(3) 利用者に支払う賃金等について、原則として自立支援給付をもって充ててはならないこととする。</p> <p>(4) 指定就労継続支援A型事業者が運営規程に定める重要事項について規定する。</p> <p>(5) 上記の改正に伴う規定の整備等を行う。</p> <p>2 秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第65号）について、次に掲げる改正を行う。</p> <p>(1) 就労継続支援A型事業者は、利用者の希望を踏まえた就労を提供しなければならないこととする。</p> <p>(2) 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から必要経費を控</p> |

除した額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないこととする。

(3) 就労継続支援A型事業者が運営規程に定める重要事項について規定する。

(4) 上記の改正に伴う規定の整備等を行う。

○施行期日

平成29年4月1日から